



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

上半期源泉税の納付、社会保険算定基礎届、労働保険申告(7月10日)が迫りましたのでご準備願います。

重要情報

1. 補助金助成金協力金情報

「月次支援金」は受付中で、弊所にて顧問先優先で事前確認番号を発行しています。「雇用調整助成金」は簡素な特例措置が8月末まで延長される見込みです。「飲食業時短協力金」は第3弾以降の期限後申請が来月始まりです。

2. 新電帳法施行まで半年、準備期間足りず

R4.1月からの電子帳簿保存法により、メールで受領した請求データ等については、従来の紙印刷保存ではなく検索機能や変更規制などの要件を満たす電子保存が強制されます。多くの企業で準備が間に合わず、柔軟な取扱いを望む声が上がっています。

3. 新電帳法施行後も仕入税額控除は紙保存可

消費税の仕入税額控除要件の帳簿保存は、R5.10月からのインボイス開始まで改正はないため、R4.1月以後の電帳法開始後も紙による請求書等保存が認められます。もちろん電子保存も、その旨が分かるようにすれば認められます。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)



北海道 AUG2019 美唄びあい赤平あかびら歌志内うたしない
祖母は秋田の農家のお出で、戦後結婚を機に北海道に移住しました。秋田には獺師山師の文化が昔からあって、多くの方が職を求め北海道に渡ったそうです。炭鉱暮らしは大変豊かなもので、人生で最も楽ができたと話しています。住居や学校など、街ごとあてがわれますので賃金のほとんどは可処分所得となります。その当時最先端の家電などが続々と炭鉱の町に集まりました。ただし、劣悪な環境での労働です。人が死ぬことも日常茶飯事でした。北炭や住友といった企業からは社宅住まいの奥さま方に、夫婦喧嘩はしてはいけない、とのお達しがありました。穴に入る炭鉱夫に、ストレスを与えてはいけないとのことだそうです。それほどのシゴトと引換えに莫大な賃金を手にしたわけなので、さぞ蓄財したと思いきや、明日死ぬともしめ暮らしを彼らはしていましたので、宵越しのカネは持たないような派手な暮らし振りだったようです。つづく



7月のイベント

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・社保算定基礎届/劳保年度更新申告
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

税金マメ知識

2021.10<インボイス制度登録開始時期迫る②>
R3.10月からR5.3月までインボイス発行事業者の登録受付が行われます。弊所としては、対事業者向けに下請・卸などを営み大体の年商が1千万円以上となる顧問先さまには、原則的に登録を勧める予定です。ひとり親方等で常に年商10M以下となる場合や、消費者向けに小売・飲食などを行っている場合は、個別に要請があったときのみ案内する予定です。登録すると、消費税申告納付と申告報酬の負担が生じます。R5.10月以降は登録事業者でない場合、競合の他のインボイス発行事業者の仕事が取られてしまう可能性も考えられます。インボイスがないと、得意先において消費税の控除が段階的(R8.9までは80%、R11.9までは50%、それ以降は0%)になくなってしまったため、同じ価格なら100%控除対象になる発行事業者に比べて取引上不利になるわけです。選択肢としては①事業者登録をして消費税申告義務を負う、②事業者登録をせず、得意先請求時に消費税を上乗せしない、の二つになるかと思えます。制度開始まで2年ありますのでじっくりご検討いただくのが良いでしょう。

晩酌のじかん

居酒屋の苦境が続きます。酒は家でも飲めますし、食事も自炊や総菜で賄えます。電話やzoomで人とも話せます。居酒屋に求めていたことは「一日の終わりに人と人が着をつつき合い酒を酌み交わす場所」という不可分の完成したサービスだったのだと、思います。堂々と誘い合えるようになる日々が待ち遠しいです。



☆事務所からの連絡☆

★【期限迫る】源泉事務のご依頼について

上半期の集計を行いますので、1~6月中支払分の給料・土業報酬等は**6月25日まで**に事務所へご報告ください。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red